

榛名湖 イルミネーションフェスタ

- 期間 = 12月16日(金)～25日(日)
- 時間 = 午後5時～9時
- 会場 = 榛名湖南側の商店街周辺(榛名湖町)ほか

冬の榛名湖畔を、約20万球のイルミネーションが美しく彩ります。今年は2年ぶりに花火の打ち上げを実施。対象のお店で食事などをするともらえる参加券と、会場内の3か所を巡って撮った写真を併せてスタッフに見せるとプレゼントがもらえる「イルミフォトラリー」も行います。詳しくは、はるなびで確認できます。湖畔に広がる幻想的な空間へ、暖かい服装と、冬用タイヤを装着した車でお出かけください。



問い合わせは、榛名観光協会(☎027-374-5111、期間中は☎027-374-9116)へ。

打ち上げ花火

●日時 = 12月17日(土)・18日(日)・24日(土)・25日(日)、午後8時から(3分程度)

イルミフォトラリー

●期日 = 12月16日(金)・19日(月)～23日(金) ●その他 = プレゼントは各日先着100人



はるなび▶

市美術館収蔵作品展

特集展示

ウォーホル、リクテンスタインなど

Love Pop

ポップ・アート作品を中心に

会期 12月10日(土)～来年1月22日(日)

会場 市美術館(☎027-324-6125)

市美術館は、1960～70年代に旋風を巻き起こしたポップ・アートを紹介する収蔵作品展を開催します。

ポップ・アートは、大衆的な要素を取り入れた芸術運動です。マンガや商業広告など身近なものを作品に取り込むことで、芸術をより親しみやすいものへと変えました。

本展では、アメリカを代表するポップ・アート作家の版画作品や、彼らに影響を受けた日本人作家の作品など約130点を展示。ポップ・アートの先駆けとなった芸術運動「ネオ・ダダ」や、同時期に流行した、シンプルな色や形で表現する「ミニマル・アート」などの作品も紹介します。

12月24日(土)と来年1月14日(土)の午後2時から、学芸員によるギャラリートーク(予約制)を行います。

(7) 高崎市役所 ☎027-321-1111



© Estate of Roy Lichtenstein, New York & JASPAR, Tokyo, 2022 G3053

ロイ・リクテンスタイン《泣く少女》1963年

美術館案内

●時間 = 午前10時～午後6時(金曜日は午後8時まで、入館は閉館の30分前まで) ●休館日 = 月曜日(来年1月9日(祝)を除く)、12月28日(水)～1月4日(水)・10日(火) ●観覧料 = 一般300円、高・大学生200円、65歳以上と中学生以下は無料

ワークショップ「LOVEバッジをつくろう！」

●日時 = 12月17日(土)午後2時～4時 ●会場 = 南公民館 ●内容 = ロバート・インディアナの作品「ア・ガーデン・オブ・ラブ」をモチーフに、針と糸を使ってフェルトでバッジを作る ●定員 = 先着15人 ●費用 = 100円(材料費) ●申し込み = 電話で市美術館へ



家族や従業員に対象となる人はいませんか？

市内の中小企業に就職した若者に 10万円分の就職奨励金を交付しています

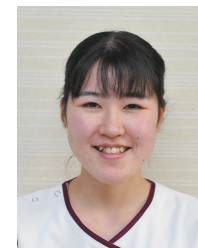
市は、市内の中小企業に就職した若者に、就職奨励金を交付しています。金額は10万円で、市内の約2,400店舗で利用できる電子地域通貨「高崎通貨」として交付します。これは、中小企業の人材確保の支援と、若者の本市への流入・定着を促進することを目的に実施するもの。市内経済の活性化にもつなげます。

問い合わせは、産業政策課(☎027-321-1255)へ。



市ホームページ

Interview



これからも高崎で頑張りたい

福島 友貴奈さん
(病院勤務・箕郷町善地)

看護学校に通いながら、准看護師として働いています。就職するとお金がかかることも多いので、この奨励金は本当に助かります。

申請も簡単でした。高崎通貨は支払いもスムーズにできるので、普段使いにぴったりですね。忙しい出勤前の買い物でも便利に使っています。若い人を応援してくれるこういう制度があると、高崎で頑張ろうとしている人の後押しにもなると思います。私も、看護師を目指して頑張ります。

電子地域通貨「高崎通貨」とは？

高崎通貨は、スマートフォンのアプリを使った電子地域通貨です。市内の約2,400店舗で利用でき、レジに置かれた2次元コードを読み取って、簡単に支払いができます。詳しくは、市ホームページで確認してください。



対象者

次の①～③の全てに当てはまる29歳以下の入

- ① 大学や専門学校、高校などを卒業後1年以内に、市内に本社のある中小企業に就職した
- ② 申請時点で本市に住民登録があり、同一企業で6か月以上継続して働いている
- ③ 令和4年4月1日以降に正規従業員になった

市外に本社のある企業に就職した場合でも、最初に市内の事業所などに配属された人は、交付の対象になります

対象となる企業

次のいずれかに当てはまる企業

- 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する
- 社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人
- 医療法に基づき設立された病院
- その他の法人、団体(協同組合、商工会、同業組合、学校法人)

交付額

1人あたり10万円。電子地域通貨「高崎通貨」で交付します。高崎通貨を利用するには、スマートフォンのアプリのダウンロードなどが必要です。詳しくは、市ホームページで確認してください。

申請方法

市ホームページで電子申請により申請